

石運輸第760号の5
石運整第475号の5
令和2年12月8日

貨物自動車運送事業者各位

北陸信越運輸局石川運輸支局長



「自動車運送事業（一般貸切旅客自動車運送事業を除く。）の監査方針について」の
一部改正について」等について

先般、道路交通法の一部を改正する法律（令和2年法律第42号）により、妨害運転に対する罰則が新たに創設され、本年6月30日から施行されたところですが、これを受けて今般、自動車運送事業者に対する監査方針等に妨害運転を位置づけるなど関係通達について所要の改正がなされ、下記のとおり北陸信越運輸局長から通知がありましたので、了知願います。

記

1. 「自動車運送事業（一般貸切旅客自動車運送事業を除く。）の監査方針について」の一部改正について（令和2年11月26日付け北信交監第129号、北信交旅第477号、北信交貨第198号、北信技保第35号）
2. 「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」の一部改正について（令和2年11月26日付け北信交監第137号の2、北信交貨第199号の2、北信技保第41号の2）
3. 「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について」の一部改正について（令和2年11月26日付け北信交監第138号の2、北信交貨第200号の2、北信技保第42号の2）
4. 「貨物自動車運送事業法に基づく運行管理者資格者証の返納命令発令基準等について」の一部改正について（令和2年11月26日付け北信交監第139号、北信交貨第201号）